

群馬大学教育学部附属中学校「部活動に関する活動方針」

平成31年2月

群馬大学教育学部附属中学校

【はじめに】

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等、生徒の多様な学びの場として、大きな意義をもつ活動である。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、部活動によっては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある状況も見られる。

生徒が生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするため、各自のニーズに応じた活動を行うことができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

(以上、本校が所属する前橋市中学校体育連盟を所管する前橋市教育委員会が定めた「適正な部活動の運営に関する方針」より引用)

群馬大学教育学部附属中学校(以下、本校という)は、適正な部活動の運営に向けて、「教職員の多忙化解消に向けた協議会」の提言やスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえた、県教育委員会および前橋市教育委員会の「適正な部活動の運営に関する方針」に則り、部活動にかかわる活動方針を下記のように定めることとする。

1 本方針について

- 本方針は、本校生徒ならびに保護者に公表する。本校ホームページにおいても公開する。
- 体育部のみならず、学芸部についても学芸部活動の特性を踏まえつつ、この方針に準じて取り組むこととする。

2 本校における部活動運営方針

(1) 指導・運営に係る体制の構築について

- 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員ならびに外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するとともにこの方針を生徒や保護者に明確に示す。
- なお、部活動指導員や外部指導者の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合でも許されないこと、サービス(部活動指導員においては校長の監督を受けること、生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守することに関し、研修を行うこととする。

- 校長は、顧問から提出される毎月の活動計画及び活動実績報告の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒・教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- 校長は、部活動が、生徒の自主的・自発的な参加により行われるよう、入部については強制せず、転部や退部についても生徒や保護者の意向を踏まえる等、十分配慮する。

3 合理的かつ効率的・効果的な部活動の推進のための具体的取組

(1) 適切な指導の実施

- 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 顧問は、毎月の活動計画及び活動実績報告を作成し校長に提出する。併せて、各部の活動方針について年度当初に保護者説明会等を開催し、部活動の適切な実施について理解を得るとともに、練習計画や試合日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得られるようにする。
- 顧問は常に生徒の健康状態を把握し、安全管理に努めることとする。活動中に事故、生徒のけが等が生じた場合、速やかに活動を中断し、養護教諭や校長に直ちに報告するとともに、保護者への連絡を迅速に行うこととする。
- 顧問は、以下の(3)～(5)に示す活動時間や休養日の設定を超えて部活動や大会参加を行う場合は、事前に生徒ならびに保護者へ周知することとする。

(2) 体罰等の許されない指導の未然防止

- 学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等の体罰を禁止する。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為も禁止とする。校長、顧問及びその他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行う。なお、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を図る。

(3) 活動時間について

- 合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、平日の活動は最大2時間程度で活動を終わることとする。なお、部活終了時間は、日没の時間に合わせて月ごとに変更する。
- 学校の休業日の活動は、原則として3時間程度とする。大会・練習試合等で終日の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理の無いように活動する。

- 練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

(4) 休養日について

- 週2日以上休養日を設定する。平日については、水曜日は原則休養日とする。その他、職員会議等が放課後に行われる場合も合わせて休養日とする。休日については、土曜日・日曜日のいずれか1日は休養日とする。大会等で続けて土曜・日曜など連続して活動を行う場合は、代替の休養日を設けることとする。
- 祝日は原則休養日とし、中体連の大会等で活動を行う場合は、代替の休養日を設けることとする。ただし、大会の日程等によっては、管理職と相談の上、弾力的に活動を行えるようにする。
- 長期休業期間の活動については、原則として1週間に2日、休養日を設けることとする。ただし学校閉庁日（夏季休業中の盆期間、冬季休業中の年末年始）については、部活動は実施しないこととする。
- 上記の他に、本校として休養日を設定する場合がある。

(5) 朝練習・朝の自主トレーニングについて

- 原則として実施しないこととする。
- 駅伝については、学校全体として体力づくりを目的とし、より多くの生徒の運動機会の創出を図るために有効であり、また、他種目の部活動に所属する生徒が重複して参加する機会が多く、時期も限られていることから、朝練習を実施できるものとする。
- ・活動時間については、上記3(3)による、他種目の部活動の活動時間と合算しないこととする。
- ・休養日については、上記3(4)の規定に準じることとする。
- ・活動開始は原則7:45以降とし、授業日は20分程度、休業日は最大1時間の活動時間とする。
- ・朝練習や大会に向けた現地練習を行う際は、趣旨や効果、練習計画等について、生徒や保護者の理解と協力のもと実施する。また、部単位ではなく生徒個人としての参加であることとし、生徒の学校生活・家庭生活等に支障をきたさぬよう十分配慮する。

(6) その他

- 生徒の健康・安全・体力・学習・家庭生活等を考慮し、以下の期間は、部活動を行わないこととする。併せて、この期間中の大会等への参加は、極力避けるようにする。
 - ・定期テストにかかわる一定の期間
 - ・泊を伴う行事の前日及び当日の期間
 - ・荒天・災害等で影響のある期間
 - ・その他、校長の定める期間

以上